

消防署からのお知らせ

令和6年
10月1日から

初期消火に使用した消火器の 無償交換制度 スタート

当消防本部では、火災発生時における初期消火活動の推進を図るため、初期消火への協力により消火器を使用した場合、消火器を無償交換させていただきます。

初期消火者の負担をなくし、迅速な初期消火を実施することで火災による被害軽減に繋げることを目的とするものです。

○対象となる消火器 下記のすべてを満たすもの

- 1 須賀川市、岩瀬郡、石川郡内で発生した火災※1 において、初期消火のために使用したもの
- 2 火災現場で消火器を使用したことを消防職員が確認したもの

※1 令和6年10月1日(火) 0時以降に発生した火災



○対象とならない消火器 下記のいずれかに該当する場合は対象外

- 1 消防法に規定する応急消火義務者※2 が所有するもの
- 2 火災の火元に設置されたもの
- 3 国または地方公共団体が管理する施設に設置されたもの
- 4 保険会社等から使用した消火器に係る費用の補償等を受けられるもの
- 5 大規模地震等により多発的に発生した火災で使用したもの
- 6 消防長が交換を行うことが適当でないと認めたもの

※2 応急消火義務者

- ① 火災を発生させた者
- ② 火災の発生に直接関係のある者
- ③ 火災が発生した消防対象物の居住者又は勤務者



○申請方法

「初期消火協力に対する消火器無償交換申請書」に必要事項を記入し、使用済みの消火器とともに消火器を使用した火災発生場所を管轄する消防署等に申請してください。

なお、申請書はホームページからのダウンロード又は各消防署等の窓口で入手できます。

不明な点がある場合は、消防本部予防課・各消防署等にご相談ください。



須賀川地方広域消防組合・消防本部

〒969-0022 須賀川市丸田町 153

HP <https://www.sukagawa119.jp/>



マモタン

須賀川消防署(0248-76-3197)

長沼分署(0248-67-3303)

鏡石分署(0248-62-4511)

湯本分遣所(0248-84-2112)

予防課

TEL 0248-76-3114

Mail yobou@sukagawa119.jp



(公式 HP)

石川消防署(0247-26-3161)

玉川分署(0247-57-4112)

平田分署(0247-55-2213)

浅川分署(0247-36-2009)

古殿分署(0247-53-3412)

一般家庭の消火器無料点検と有料回収

万一に備え、ご家庭にある消火器を点検してみませんか？

- 日時: 令和6年11月9日(土) 9時から12時まで
- 場所: 石川消防署 庁舎前(石川町字当町297-1)

● 消火器の点検は無料です。

使用できなくなった消火器の回収は有料(1,000円)です。



須賀川地方広域消防本部 予防課 ☎0248 (76) 3114



秋の火災予防運動

11月9日(土)～
11月15日(金)



令和6年度全国統一防火標語

守りたい 未来があるから 火の用心

●4つの習慣

- ① ☐ 寝たばこは、絶対にしない。
- ② ☐ 暖房器具の周りに燃えやすいものは置かない。
- ③ ☐ 料理中は火のそばを離れない。
- ④ ☐ コンセントのほこりを掃除し、不必要なプラグは抜く。

住宅火災を予防する
10のポイント
みんなで火災ゼロの
街を目指そう!!



●6つの対策

- ① ☐ ストーブやコンロ等は安全装置の付いた機器を使用する。
- ② ☐ 火災の早期発見のために住宅用火災警報器を設置する。
- ③ ☐ 火災の拡大を防ぐために部屋を整理整頓し、寝具、衣類、カーテンは防災品を使用する。
- ④ ☐ 火災を小さいうちに消すために消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
- ⑤ ☐ お年寄りや身体の不自由な人は避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- ⑥ ☐ 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより地域ぐるみの防火対策を行う



●日本各地で地震が多発！地震火災予防の3のポイント

- ① ☐ ご自宅の耐震性を確保しましょう。
- ② ☐ 家具等の転倒防止対策(固定)を行いましょう。
- ③ ☐ 感震ブレーカーを設置しましょう。



須賀川地方広域消防組合のホームページには、
・災害情報 ・病院情報 ・各種講習会の案内 ・各署所における
お知らせ等を掲載しています！
興味のある方は、QRコードから又は記載URLから
アクセスしてみてください！

